

東京都ソーシャルファーム条例を検証する シンポジウムに参加して

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

さる1月7日（土）、生活クラブ館地下ホールにおいて『シンポジウム「共に働く」ことをひろげる～東京都ソーシャルファーム条例を検証する』が開催された（ZOOMによるオンライン併用）。条例施行から3年、認証事業所は27、予備認証事業所は8と、「ソーシャルファーム」は増えているが、このシンポジウムにおいて当初から懸念されていた課題が一層明確にされたと感じた。

私（伊藤）もこのシンポジウムに参加したが、その報告とともに「制度運営に対する提案」も発表されたので紹介したいと思う。

1. 東京都からの報告「ソーシャルファーム制度の現状と今後について」

東京都産業労働局雇用就業部就労支援施策担当課長の中島裕貴さんから報告された。条例制定の経緯と現状を紹介する。

<経緯>

- 2018年9月 全ての都民の就労を応援する条例制定の検討を開始
 - 11月 有識者会議の立ち上げ
 - 「ソーシャルファーム」等の施策検討、国内外の先行事例の調査
- 2019年12月 条例制定

<認証要件>

- (1) 事業からの収入を主たる財源として運営していること
- (2) 就労困難者と認められる者を相当数雇用していること
- (3) 職場において、就労困難者と認められる者が、他の従業員と共に働いていること

○就労困難者と認められる者とは

- ・就労を希望しながら、心身の障害をはじめ社会的、経済的その他の事由により就労することが困難である者であって、東京都の認証審査会において配慮すべき実情等に
応じた支援が必要であると認められた者
- ・全従業員のうち、20%以上(3人以上)の雇用が認証の要件

<認証の状況>

- 2020年10月～ 令和2年度募集
- 2021年3月5日 全国初の認証ソーシャルファームの誕生
- 2021年6月～ 令和3年度募集
- 2022年2月4日 認証ソーシャルファームの公表

令和4年12月現在

27 事業所を認証／8 事業所が認証に向けた取組を実施中

2. 基調報告

(1) ソーシャルファーム制度について（他国との比較・問題点） 斎藤縣三（共同連）

この基調報告は全文（別紙PDF）を紹介する。目次は次のとおりである。

1. ソーシャルファーム制度とは何か
2. イタリア社会的協同組合法
3. 韓国社会的企業育成
4. 東京都ソーシャルファーム制度の問題点と課題

(2) ソーシャルファームを取材してみえた実情 菰田レエ也（鳥取大学）

報告者の菰田さんは立教大学などの講師もされておられ、東京の事情にも詳しい方だが、以下の報告に注目した。特に、法人格の種別において、株式会社等、ビジネスセクター系（営利）が圧倒的に多いことが注目される。

<調査方法> 質的調査（取材）

探索対象①

- ・東京都のソーシャルファーム認証・予備認証、当該制度に関連する団体の調査
 - * サードセクター系：電話・オンライン・直接訪問で15団体の情報収集
 - * ビジネスセクター系：事情に詳しいNPOに傾向を伺いつつ、仲介で5団体の情報収集
 - * 東京都：東京都ソーシャルファームを考える会の活動に随行させてもらう

探索対象②

- ・国内のソーシャルファームに関連する先行制度と実践の学習
 - * 滋賀県社会的事業所制度と関連団体への訪問など（2022年8月17～18日）

<取材する前＝文献調査から見てきたソーシャルファームへの期待>

【参考資料】公益財団法人「日本障害者リハビリテーション協会（DINF）」のHPより
炭谷茂. 2016. “「日本型ソーシャルファーム」構想の課題と現状.”

<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/seminar20160918/jpsf05.html>.

- ① 就労困難者を雇用する（公的な目的を有している）
- ② 税金に依存することなく、ビジネス手法を活用して、一般市場で通用する優れた事業を営めることを目指す
- ③ 社会や地域から隔離されることなく、一般の人々と同じ場所で（平等に）「共に働く」職場を目指す

- －特定の支援対象者のカテゴリーに絞ることなく、様々な形で生きづらさを抱えている人々を対象とする
- －理想的には、日本の株式市場で一部上場に載せることができる規模で事業が展開すること
- －人々や地域との新しいつながりが当事者の生活を豊かにする

<SF 事業所の主団体と法人格の種別>

【法人格の種別】

- | | | |
|---------------------------------|---|--------------------|
| ・株式会社－20 団体（特例子会社含む） | } | ビジネスセクター系（営利） |
| ・有限会社－3 団体 | | |
| ・合同会社－2 団体 | | |
| ・企業組合－2 団体（この 2 団体については労働者協同組合） | } | サードセクター系（非営利・協同組合） |
| ・一般社団法人－3 団体 | | |
| ・NPO 法人－4 団体 | | |
| ・社会福祉法人－1 団体 | | |

<取材から見てきた課題の中で「歯痒い」もの>

- ①中小零細事業体にとっての参入障壁やスタートアップのつまずき
 - ②制度的圧力が協同（労働）を重視する団体にもたらすリスク
 - ③税金に依存しない＝市場で存続可能な事業を確立する見通しの差異
- －共に働く職場である条件は「○（クリア）」、しかし行政手続き・事業計画の立案・実際の遂行力に難があるケース
- ※参考：鳥取県&市の立上げ及び運営経費を補助する地域食堂支援事業－現場に近い市職員の熱力と中間支援
- －共に働く職場＋最低賃金以上を保障可能な事業という条件は「○（クリア）」
 - ⇒就労困難者の証明や支援計画書など制度の申請過程で、大事にしてきた対等な人間関係に負の影響があったケース
 - ⇒条件を満たし、相応の資源規模をもつ協同組合にとって、当該制度への参入を忌避する要因の一つになりうる
 - －取り組む事業が置かれた産業構造の差異、既に黒字事業を確立した部門を有する団体か否かの差異
 - ⇒条件を満たし、黒字部門を既に持つ事業所をただ「認証」するだけの場合、その団体にとってのメリットは何か？
 - ⇒市場で存続可能な事業構築にも時間差がある以上、5年後の様々な状況に置かれた団体を丁寧はどう伴走するのか？

3. 事例報告

報告されたのは下記の5事業所であった。

- ・認証事業所：企業組合あうん
- ・予備認証から認証された事業所：NPO 法人わくわくかん
- ・予備認証事業所：NPO 法人文化学習協同ネットワーク DTP ユースラボ
- ・予備認証の申請を行ったが落選事業所：一般社団法人共働事業所よって屋
- ・予備認証の申請を行ったが落選した事業所：一般社団法人ソーシャルファームミレットロード

この中で、私の住む府中にある事業所であり、第1回公募に応募して落選し、2回目の応募を断念した経緯のある「一般社団法人共働事業所よって屋」の報告を紹介する。全文は紹介できないが、特に以下の報告に注目して欲しい。

<一般社団法人共働事業所よって屋からの報告>

○ 事業内容

- ① 片付け事業
- ② 家屋の清掃や廃棄物撤去・処分
- ③ ユース・リサイクル事業

片付け事業や地域住民から提供された品物を修理、点検後店舗で販売
資源になるものは処理業者へ販売

- ④ 清掃や庭の草取りなど

庭の除草、家庭ごみ出しの手伝い、車を使った品物の運搬など

○ 事業開始

2018年6月：法人登録

生活クラブインクルーシブ事業連合助成金申請→9月300万円の助成決定

7月：古物商取得

12月：リサイクルショップオープン

2019年 軽トラック（軽貨物）購入

2020年 軽トラ購入

2021年 ワゴン車購入

○ ソーシャルファームに応募して

- ① 2020年第1回に予備認証で応募

行政への予算要望で「共に働く」事業所に支援をと言いつけてきた経緯がある。

東京都の「共に働く」を支援するにこれだ！ ⇒ 結果落選

- ・事業開始から2年未満、就業規則、5年間の事業計画を立てるのが難しかった
- ・就労困難者の対象になる人はいたが、まだ、先が読めない時期だった

- ・福祉団体ではないところで関係性を築いているので、募集要項に沿うかたちにするのに無理があった

② 第2回ソーシャルファームの応募？

応募の説明会に参加し、資料をほぼ整えたが、内部での就労困難者、障がい者などによって屋は当人を特別に区別しないために参加できているのが特徴で、趣旨に合わないという意見が出た。応募を見送ることにした。

(感想)

＊予備認証から認証に向けて支援をうけながら認証に移行する形を描いていたが、制度に沿うのは最初からハードルがかなり高かった

＊分けない働き方「共にはたらく」の本来のかたちを制度として追求してほしい。

○ 年間の事業内容（2018/12～2022/12）

- ・2019年度総売り上げ 1,600万円
- ・2020年度総売り上げ 1,900万円
- ・2021年度総売り上げ 2,500万円
- ・今年度予想 3,000万円

片付け事業の依頼先

- ・生活保護の方、包括支援センター、店舗（府中、立川、調布、昭島、西東京、国立）
- ・生活クラブ関連

4. 制度運営に対する提案（東京都ソーシャルファームを考える会）

全文は別紙を読んで頂きたいが、下線を引かれた個所が要点である。その要点は以下のとおりである。

I ソーシャルファームに対する支援のあり方について

① 認証ソーシャルファームの補助対象となる経費の範囲の拡大

設備の更新や新たな設備の導入に対する助成、ソーシャルファームの従業員を対象とした技能講習や資格取得の機会保障、就労困難者の社会保険料に対する助成など

② 公的優先発注等の間接的支援の導入

市区町村に対する公的優先発注の働きかけ、ソーシャルファームの優先調達計画への組み入れ、ソーシャルファームに考慮した総合評価制など入札制度の改革、都税の減免、6年目以降の間接的支援の継続など

II 制度の定着に向けた取り組みについて

① 市区町村に対する働きかけ

市区町村と連携した公的優先発注等の推進、公的優先発注等ソーシャルファーム関連の市区町村の支出に対する費用補助など

② 6年目以降を見据えた施策の実施

中長期の事業計画立案に向けて現場の事業担当者を交えた検討委員会の設置、6年目以降の支援継続に関するプラン作成などの措置を採ること

Ⅲ 認証審査や助成金申請の手続きについて

① 認証審査会の改革

認証審査会メンバーの公表、性別・現場経験等を考慮した認証審査会の構成の変更、認証審査会による現地調査の実施など

② 申請時に提出する書類の簡略化

必要性の薄い書類の簡素化、月例報告や作業日報、雇用支援計画書、支援実績等の書類負担の簡略化

Ⅳ 就労困難者の認定基準について

① 就労困難者の範囲の明確化

例示的な列举による基準の明確化、一定年収以下の生活困窮や一定期間以上の失業状態等の客観的な基準の導入

② 就労困難を証明する手段の多様化

医療や生活支援等の制度から疎外されたケースの実態に沿った対応、家族や友人等からの申し立て書の認定

Ⅴ 「ともに働く」という基準の実質化について

① 福祉的就労制度との区別の明確化

雇用支援計画書や月例報告、作業日報など庇護付きの福祉的就労の制度で要求されるような書類の撤廃、就労困難者の要件にある「配慮すべき実情等に応じた支援の必要性」という文言の削除など

▽ ▽ ▽

改めて課題を整理する必要はないと思われる。課題は基調報告や事業所の報告の中にあり、そして制度運営に対する提案に集約されている。東京都にはこれら課題に真摯に対応することを求めたい。

別紙（PDF）1 ソーシャルファーム制度について（他国との比較・問題点） 斎藤縣三（共同連）

別紙（PDF）2 ソーシャルファームを取材してみえた実情 菰田レエ也（鳥取大学）